

さかさ川通り
イベント使用・一時使用・定期使用の手引き

一般社団法人蒲田東口おいしい道計画

2016.4

1. 概要

場所：さかさ川通り（東京都大田区蒲田5-21~30）

街路とパブリックスペースの活用を通じたエリアマネジメントに取り組む蒲田東口地区に位置する「さかさ川通り」は、2015年6月に国家戦略特別区域の「エリアマネジメントに係る道路法の特例」の対象として認定され、道路の占用、使用の許可が緩和されました。それを受けて、一般社団法人蒲田東口おいしい道計画では、自らが開催するイベントの他に、美観を損ねずに、街路の賑わいを創出し、地域と共存するイベント・一時使用事業・定期使用事業（定期市など）を、広く一般に募集することになりました。道路という性質上、最短でも使用予定日の1ヶ月前までにお申し込みをいただき、協議を重ねる必要がございますが、是非とも、心躍る内容のお問い合わせ、お申し込みをお待ちしております。

2. 使用許可までの道のり

所定（末尾）のe-mailまでお問い合わせ、お申し込みをいただきましたら、数日のうちに事務局よりご返答をさせていただきます。お申し込みの受理に大きな問題がないようでしたら、所管の自治体である大田区と国家戦略特別区域の事業主体である一般社団法人蒲田東口おいしい道計画とで構成される審査会にて、道路使用に適当かどうかの審査をさせていただきます。審査にかかる時間は内容によって異なりますので、だいたいの目安はお申し込み時にお伝えさせていただきます。審査を通過したものに限り、詳細の確認と留意点の共有、各種届け出書類の提出などを、事務局とともに行っていただきます。その作業に、約1ヶ月間を要します。

なお、法律上の仕組みから、さかさ川通りでの道路使用は一般社団法人蒲田東口おいしい道計画との共催という扱いになりますことを、予めご了承ください。

地域活性化やまちづくりの活動のほか、物販や企業プロモーション活動などにもご利用いただけます。

※飲食イベントや音響の使用などについては、自治体、保健所、警察との協議の結果を厳守していただくことになります。

3. 開催に必要な費用の目安

○道路使用許可手数料実費 — 2,100 円（最長15日毎に要申請）

○許可代行手数料 — 5,400 円（税込）／1回の申請につき

飲食出店をされる場合は保健所への届出も必要となりますので、別途ご相談ください。

○立ち会いスタッフ — 20,000 円／1日

○通りにある電気設備設営 — 5,000 円／1日（使用料込）

水道、大用量の電力をご希望の場合は、別途ご相談ください。

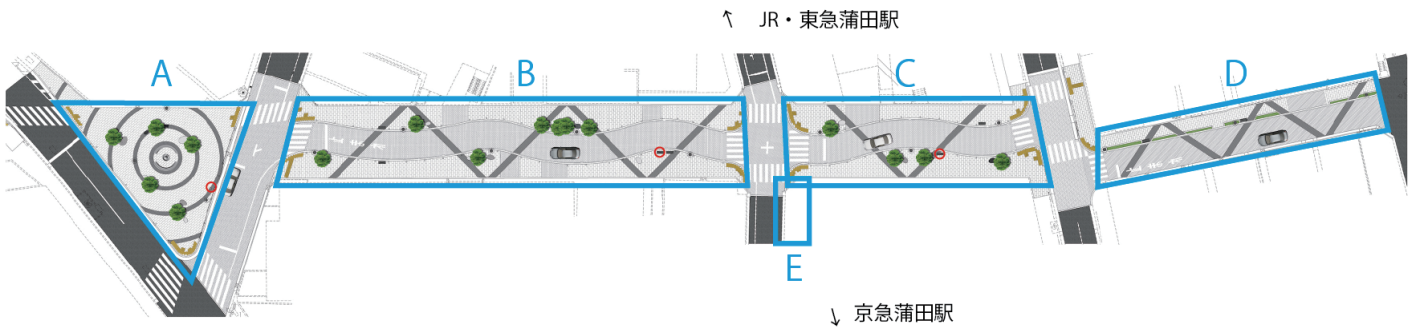
○協力金 — 30,000 円（営利利用に限る）

さかさ川通りの使用は、地域による通りの維持管理、一般社団法人蒲田東口おいしい道計画の活動があってはじめて可能になっています。営利利用の場合に限り、協力金をいただき、通りの維持管理と一般社団法人蒲田東口おいしい道計画の運営に充てさせていただきます。

営利と非営利との区分は、大田区の後援名義をもって代えさせていただきます（内容によっては、後援名義の申請を代行することも可能です）。

4. 使用可能な各エリアについて

【平面図】



○利用例

[A]

- ・ポケットパーク状の完結したスペースですので、小さなキャンペーンや定期使用、キッチンカーやマルシェ、コーヒースタンドなどに向いています。
- ・電力や水道の設置がスムーズです。

[B]

- ・歩道のみを部分的に使用することも可能です。
- ・車歩道一体で使用する場合には、車両通行止め（歩行者天国）の手続きが必要になります。
- ・大型のイベントでは、このエリアの全面利用がもっとも一般的です。
- ・全面的に使用する場合には、交差点毎に警備スタッフを配置することが義務づけられています。

[C]

- ・歩道のみを部分的に使用することも可能です。
- ・車歩道一体で使用する場合には、車両通行止め（歩行者天国）の手続きが必要になります。
- ・全面的に使用する場合には、交差点毎に警備スタッフを配置することが義務づけられています。

[D]

- ・設備上、単独でのイベントの実施は難しいエリアです。B、C と合わせてのご利用をおすすめします。

[E]

- ・ご利用いただける時間は限定されますが、道路ではなく私有地ですので、手続きは簡便です。
- ・ご利用いただける広さは、3m×7m ほどが目安です。

○給排水

- ・飲食イベントなどの場合、保健所により仮設手洗いシンクの設置が義務づけられています。
- ・基本的には給排水設備はさかさ川通りにはございませんので、各自ご用意とお持ち帰りをお願いいたします。
- ・車道と歩道の間にあります排水溝は雨水用ですので、くれぐれも道路使用により生じた排水を流さないでください。

○電気

- ・さかさ川通りには3カ所、電気設備があります。利用をご希望の方は事前にお申し出ください。

○ゴミ

- ・お客さま用のゴミ箱設置をお願いします。
- ・道路使用に際して出たゴミは、原則、すべてをお持ち帰りください。

5. 開催に必要なもの

- ・告知物（ちらしやポスター、看板など主催者がわかるもの）
- ・車両通行止めの場合は、迂回路を表示する看板
- ・飲食イベントの場合は、保健所指導による仮設手洗いシンク
- ・ゴミ箱

6. 備品について

以下が、一般社団法人蒲田東口おいしい道計画の主な備品です。
ご相談の上、別途使用細則に沿ってお貸し出しすることが可能です。

<テント>

天幕色：白

部品が一体化しており、2人～4人で広げられるタイプのもの。

間口 2.7m×奥行き 1.8m

<ウェイト>

透明の水袋に水をいれて重りにするタイプのもの。

<木製三角看板>

約 800mm×1,200mm。B2 サイズのポスターが貼れる大きさです。

<その他、長机、折畳み椅子、ハイカウンター、物販用の木箱など>

7. 設営・撤収について

連続しての使用の場合にも、毎日の設営と撤収が必要です。
道路の使用申請時間は、搬入開始時から清掃後の完全撤収までの時間となります。

8. 開催報告について

今後の運営への参考と自治体への報告の為に、来場者数や販売数、売上などをお聞きます。概略で結構ですので、記録、保存、情報のご提供のご協力をお願いいたします。使用終了後1ヶ月以内にご提出ください。
合わせて、開催の様子がわかる写真もご提出をお願いいたします。

9. 販売について

○販売数等の報告

上記の通り、来場者数、販売数などをお伺いしますので、使用中に記録を残すようにしてください。

○営業時間について

営業時間をチラシ、ポスターなどで事前に告知している場合には、その間は必ず営業するようにしてください。

○販売責任について

販売する商品、サービスなどに関する一切の責任は、使用者（道路使用お申し込み者）と販売者に属します。

○衛生管理について

- ・飲食販売行為に関連して、食中毒などの事故や苦情が発生しないよう、細心の注意を払ってください。
- ・事故やトラブルが発生した場合の一切の責任は、使用者（道路使用お申し込み者）と販売者に属します。

10. 責任者について

お申し込み時にお知らせいただいている責任者、ご担当者の方は、道路使用中は常に連絡がとれるようにしてください。

11. 開催可否の判断について

- ・ 荒天で使用中止とする場合、開催日毎の前日17時までに、担当事務局スタッフにご一報ください。
- ・ 使用中止の場合にも申請手数料等のご返金できませんので、ご了承ください。

12. その他

- ・ 利用についての上記の事項は、全スタッフ、関係者に周知してください。
- ・ 所轄の各公的機関、一般社団法人蒲田東口おいしい道計画の事務局スタッフの指示に従っていただけない場合や、事前協議の内容を大きく逸脱した場合などは、直ちに道路利用を停止させていただきます。

各種募集に関するお問い合わせ先：

一般社団法人蒲田東口おいしい道計画
oishiimichi@sociomuse.co.jp



蒲田東口
おいしい道計画